

令和 6 年度
東京都内部統制評価報告書審査意見書

東京都監査委員

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により、
令和 6 年度東京都内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり
意見を付する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度東京都内部統制評価報告書

2 審査の方法

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

審査に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料について内部統制評価部局等から説明を聴取するなどの方法により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して審査を実施した。

また、その他の監査等において得られた知見を活用した。

3 審査の期間

令和7年7月17日から同年8月26日まで

第2 審査の結果

審査に付された東京都内部統制評価報告書は、前記の方法により審査した限りにおいて、評価手続に沿って評価が行われており、評価結果に係る記載は相当であると認められる。

第3 今後の内部統制の深化に向けて

内部統制制度導入から5年が経過し、これまでの評価報告では、内部統制の重大な不備は認められていない。

一方、監査委員による監査では、契約事務の誤りや安全対策の不備などが散見され、決算計数において多額の計上誤りが生じているなど、未だ繰り返される指摘が見られる。

こうした状況を踏まえ、より一層の内部統制の深化に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

また、各局自らがガバナンスの向上を図り、事務事業が適切に執行されるよう、監査委員との連携を図っていただきたい。